

添田町水防計画

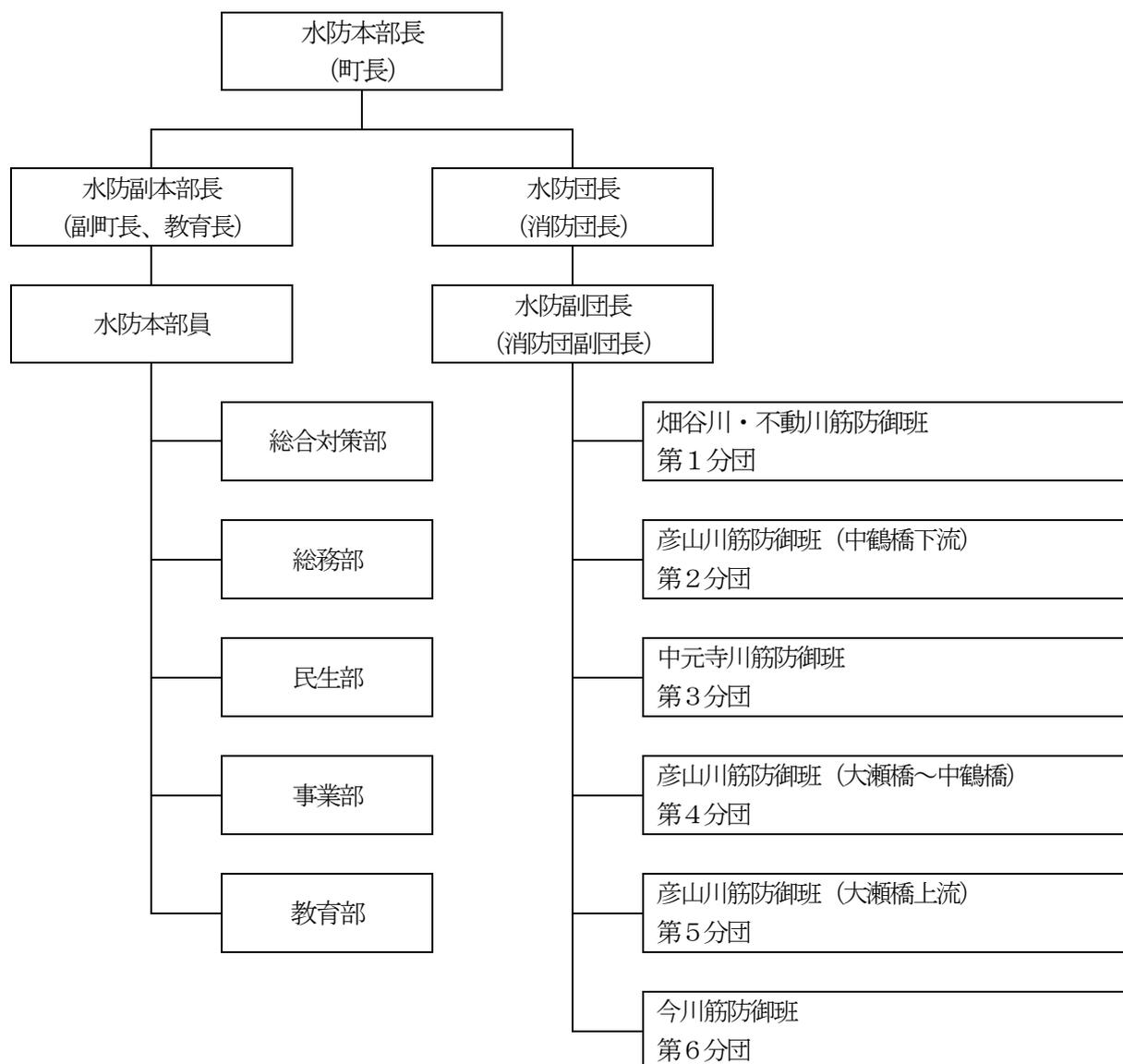
添田町水防協議会

令和3年7月改正

目 次

第1章	目 的	1
第2章	水防事務の処理	1
第3章	水防本部の設置及び組織体制	
	1 水防本部	1
	2 出動	2
第4章	予報及び警報	
	1 国土交通省と気象庁が行う洪水予報	3
	2 県知事が発する水防警報	4
	3 国土交通大臣が行う水防警報	5
第5章	水位等の観測	
	1 水位観測所	6
	2 雨量観測所	6
第6章	福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準	
	警報・注意報の発表基準	7

第7章	住民への情報伝達(水防信号)	8
第8章	水防資器材等	
	1 水防倉庫及び備蓄資器材	9
	2 水防資機材の調達	9
第9章	水防活動等	
	1 水防団(消防団)の活動	10
	2 水防分団の受持ち区域	10
	3 水防団員の安全確保	10
	4 水防に関する連絡系統図	11
	5 河川、堤防の巡視等	11
第10章	重要水防箇所	
	1 知事管理区間	12
	2 国土交通大臣管理区間	12
【様式1】	水防活動実施報告書	16



(3) 事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

2 出 動

(1) 水防本部長は、次の場合直ちに水防副本部長及び水防団長に連絡し、別に定める計画により警戒配備に出動させる。

ア 水防警報が発せられたとき

イ 水位が警戒水位に達したとき

ウ 山崩れ等のおそれがあるとき

エ ダム管理事務所（油木、陣屋）から、毎秒10tを超える放流の通知があったとき

(2) 水防本部長は、前項の場合、水防団長を通じ、各河川の水防受け持ち区域の水防分団長に対し、その通報等を通知し、必要団員を河川及び河川構造物等の巡視を行うよう指示することができる。

また、河川水位が通報水位又は警報水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長に通知するとともに、必要な団員を招集し、警戒及び水防活動に当たらせるものとする。

第4章 予報及び警報

1 国土交通省と気象庁が行う洪水予報

(1) 洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区間	基準地点
遠賀川	彦山川	左岸：添田町大字落合字内ヶ瀬山1379番の1地先から 幹川合流点まで 右岸：添田町大字落合字山ノ下748番の1地先から 幹川合流点まで	伊田

(2) 洪水予報の種類及び内容

種類	情報名	内容
「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要になる。
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 ・いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位に上昇が見込まれるときに発表される。 ・避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ・氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

2 県知事が発する水防警報

(1) 水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により知事が行う水防警報（洪水時）

第1段階	待機	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき
第2段階	準備	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき
第3段階	出動	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みのあるとき
第4段階	警戒	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき
第5段階	嚴重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき
第6段階	解除	氾濫注意水位以下に下がって増水のおそれがないと思われるとき

(2) 県知事が水防警報を行う河川

県土整備 事務所名	河川名	区 間	観測所	水防団待機水位	水防管理団 体
				氾濫注意水位	
田川	今川	油木ダム～みやこ町との境	今川橋	0.98	赤村・添田 町
				1.46	
				2.56	

(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
第一段階 待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき
第二段階 準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水防団待機水位に達し、氾濫中水位を突破する見込みがあるとき
第三段階 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みのあるとき
第四段階 警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき
第五段階 嚴重警戒	出水状況及びその河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき
第六段階 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	区 域	河川事務所
遠賀川支川 彦山川	左岸 添田町大字榊田字本村 右岸 " 字境目	本村堰下流端から 幹川合流点まで 遠賀川河川事務所

(2) 水防警報対象量水標及び条件

河川名	対 象 量水標	第一段階 待 機	第二段階 準 備	第三段階 出 動	第四段階 解 除	摘 要
遠賀川	伊 田	水防団待機水位(1.60m)に達し、氾濫注意水位(2.80m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(1.60m)に達し、氾濫注意水位(2.80m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(2.80m)に達し、なお上昇の見込みのあるとき	氾濫注意水位(2.80m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき	彦山川 13K400

第5章 水位等の観測

1 水位観測所

(1) 県

県土整備事務所名	河川名	観測所名	位置	水位							水位計種別
				零点高 (t p)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	既往最高水位		
									年月日	水位	
田川 [油木ダム]	今川	丸淵	大字津野	206.47	0.99	1.65		※2.75	S62.8. 23	2.28	テレメーター
田川 [陣屋ダム]	中元寺川	中河内	大字中元寺	207.1	1.22	1.53		※2.45	H30.7. 5	2.21	テレメーター
田川 [陣屋ダム]	中元寺川	日の丸	大字中元寺	142.92	0.97	1.22	1.60	※1.66	H30.7. 5	1.93	テレメーター

注：氾濫危険水位のうち※がついているものは、堤防天端から溢水・越水すると思われる参考水位であり、水防法第13条の洪水特別警戒水位でない。

(2) 国土交通省

河川名	観測所	種別	位置	零点高	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	既往最高水位
彦山川	添田	自・テ	大字庄(合流点)	64	2.3	3.4	3.48 (仮)	3.78 (仮)	4.63
彦山川	伊田	自・テ	田川市寿町(合流点)	17.87	1.6	2.8	3.6	4	4.63

2 雨量観測所

(1) 県

水系	観測所	県土整備事務所名	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量	
					mm	年月日	mm	年月日
今川	津野	田川 [油木ダム]	テレメーター	大字津野 1975	306	H30.7. 6	89	S58.7.4
今川	油木	田川 [油木ダム]	テレメーター	大字津野 6898	395	H17.9. 6	63	S62.8. 23
遠賀川	大藪	田川 [陣屋ダム]	テレメーター	大字 中元寺	368	H30.7. 6	99	S58.7.5
遠賀川	陣屋ダム	田川 [陣屋ダム]	テレメーター	大字 中元寺	353	H30.7. 6	85.5	S58.7.5

(2) 国土交通省

河川	観測所	工事事務所名	種別	所在地	最大日雨量		最大時間雨量	
					mm	年月日	mm	年月日
彦山川	英彦山	遠賀川	テレメーター	英彦山	388.4	S38.8.9	81	H24.7.14

中元寺川	中元寺	遠賀川	テレメーター	下中元寺	393	H30. 7. 6	90	S58. 7. 5
------	-----	-----	--------	------	-----	--------------	----	-----------

(3) 関係機関、雨量観測情報交換箇所数

福岡管区気象台	国土交通省	県		
		(砂防課)	(防災危機管理分)	(ダム雨量局)
・添田 ・英彦山	・英彦山 ・中元寺			・油木ダム・津野 ・陣屋ダム・大藪

第6章 福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準

令和3年6月8日現在

注意報	大雨	表面雨量指数基準	1 5
		土壌雨量指数基準	9 7
	洪水	流域雨量指数基準 [複合基準]	今川流域=10.5 中元寺川流域=8.2 今川流域=(12、10.3) 彦山川流域=(14、14)
		指定河川洪水予報 による基準	彦山川 [伊田]

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	2 4
		土砂災害	土壌雨量指数基準	1 5 0
	洪水		流域雨量指数基準	今川流域=13.2 中元寺川流域=10.3
			指定河川洪水予報 による基準	彦山川 [伊田]

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
--------	-----------------------------------

- ※ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- ※ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ※ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「彦山川 [伊田]」は、洪水警報においては指定河川である彦山川に発表された洪水予報において、「伊田基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準の満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「伊田基準観測点で氾濫注意情報の発表基準の満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

ただし、洪水予報基準地点水位が氾濫危険水位等に達する前に、越水（溢水）被害の生じる恐れのある場合には、必要に応じて速やかに情報を発表する。

<参考>

- ・表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。
地面の被服状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ、溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

- ・ 土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標
大雨に伴って発生する土砂災害（かけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、降った雨が土壌中に水分量が溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。
- ・ 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標
降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

第7章 住民への情報伝達（水防信号）

水防事態の発生のおそれがあるときは、直ちに添田町防災無線により、住民への周知、または、事業部が水防団と連携し、広報車・警鐘・サイレン等をもって周知徹底させる。

なお、水防信号は、福岡県水防信号規程（昭和24年福岡県告示第532号）の規定に基づき、次により行うものとする。

信号の種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止	5秒間の信号 15秒間の休止 4回
第2信号	水防分団長及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○・○・○ ○・○・○	5秒間の信号 6秒間の休止 4回
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が水防の応援のために出勤すべきことを知らせるもの	○・○・○・○ ○・○・○・○	10秒間の信号 5秒間の休止 4回
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱打	1分間の信号 5秒間の休止 2回

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
- (3) 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

第8章 水防資器材等

1 水防倉庫及び備蓄資器材

添田町備蓄倉庫（添田町役場前）には、必要な水防資器材を常時備蓄しておくものとする。

【備蓄資器材一覧】

（令和2年4月現在）

品名	数量	品名	数量	品名	数量
トラック	3	ツルハシ	1	麻袋	—
小型車又はジープ	16	タコ	—	土のう袋	3,550
ベルトコンベアー	1	カキ板	10	杭丸太	—
水中ポンプ	2	クワ	3	竹	—
二連はしご	3	カマ	7	鉄線	1
一輪車	11	ナタ	10	ビニールシート	57
リヤカー	2	ザル	31	ロープ	5
無線機	37	ノコギリ	11	ビニール紐 (8mm)	15
カケヤ	6	トビロ	3	草刈機	1
スコップ	43	ペンチ	1	発電機	8
ハンマー	3	照明灯	2	角杭 (750mm)	190

2 水防資器材の調達

水防資器材確保のため、水防資器材業者とあらかじめ協定を結ぶものとする。

なお、状況の急変等により前記の業者より調達することができない場合は、当該地域の業者等より調達することができるものとし、その旨水防管理者あて報告するものとする。

第9章 水防活動等

1 水防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及び被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第13条の2の規定による水防警報等を受けたときから、洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防分団の受持ち区域

水防団の受持ち区域は、次のとおりとする。

主要河川名	区 域	担当分団	人員	集合場所	責任者
畑谷川 不動川	両河川筋全域	第1分団	33	分団格納庫	分団長
彦山川	中鶴橋下流域の 河川筋全域	第2分団	23	分団格納庫	分団長
〃	大瀬橋～中鶴橋の 河川筋全域	第4分団	29	分団格納庫	分団長
〃	大瀬橋上流域の 河川筋全域	第5分団	29	分団格納庫	分団長
中元寺川	中元寺川河川筋 全域	第3分団	32	分団格納庫	分団長
今川	今川河川筋全域	第6分団	32	分団格納庫	分団長
全河川		本部分団	27	分団格納庫	分団長

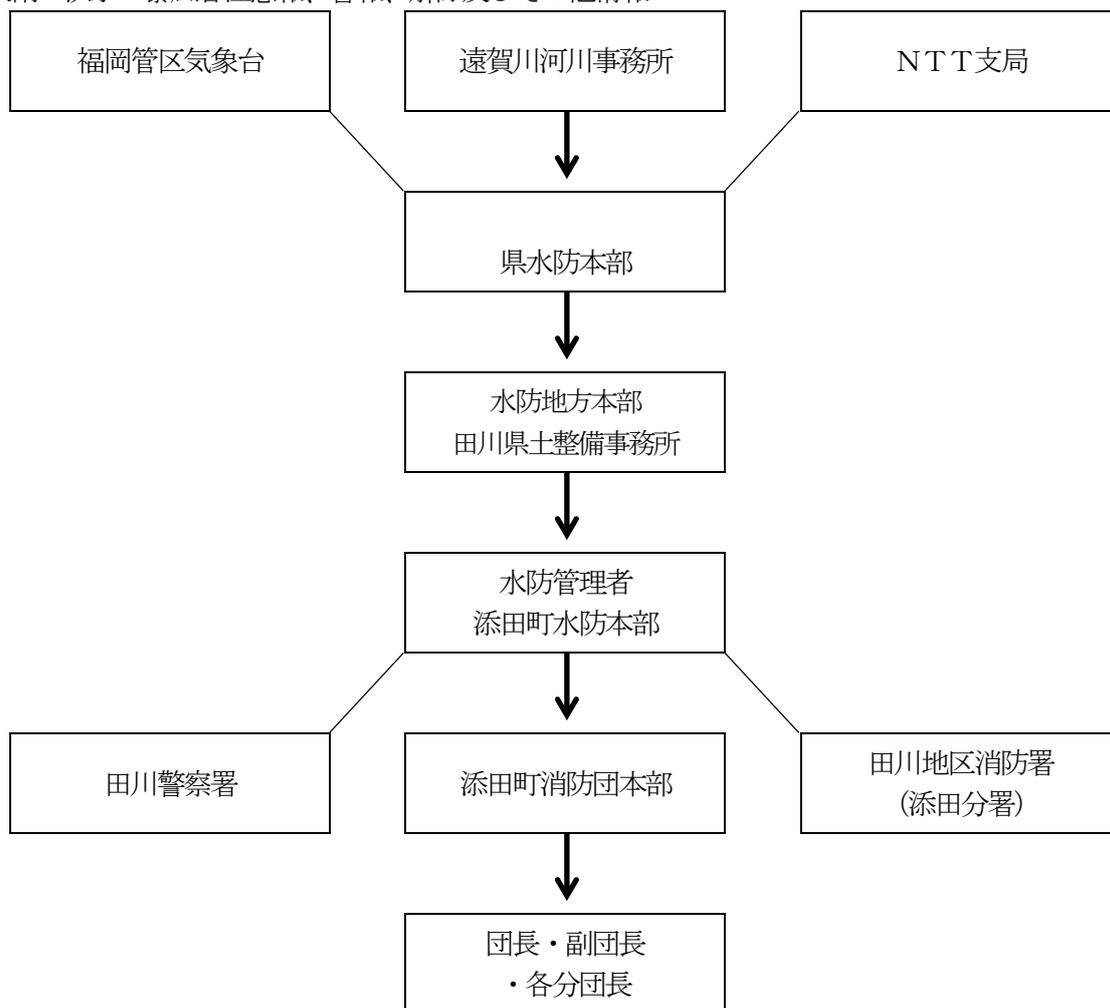
3 水防団員の安全確保

水防活動に従事する者は、水防活動を必要とする異常事態が発生したとき、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状況等を考慮して、最も適切な工法を選択するものとする。その際、水防活動に従事する者自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとし、水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

3 水防に関する連絡系統図

○大雨・洪水・暴風各注意報、警報、解除及びその他情報



○水防団（消防団）への通報

別紙添田町消防団・管轄区域及び連絡先一覧による。

4 河川、堤防の巡視等

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川及び堤防等を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。
なお、水位が警戒水位に達したときは、第1信号により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川及び堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号により住民に周知し、団員を召集し水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊またはこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求めるときは、直ちに第3信号により周知し、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難・立退きを必要と認めるときは、第4信号により周知し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。

第10章 重要水防箇所

1 知事管理区間

(1) 重要度

水防上最も重要な区間	A	背後地に家屋密集地、あるいは公共施設（鉄道、主要道路等）があり、甚大な被害が予想されるもの
次に重要な区間	B	背後地にある家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの
その他重要な区間	C	背後地の農地（田畑等）に被害が予想されるもの

(2) 選定基準

河川断面	河道の未改修による狭小、又は局所的な堆積土砂に起因して被害が予想される区間
堤防断面強度 護岸脆弱	築堤箇所で堤防天端幅が3.0m以下で一般に刃堤となっているところ、または築堤河川において基礎地盤の軟弱により法面崩壊や急激な沈下等が予想される箇所、又は護岸脆弱に起因して決壊する危険が予想されるもの
漏水・水衝 洗掘	堤体あるいは基礎地盤により漏水の実績があるところ、または水衝部で川岸が洗掘され護岸がたびたび破損や破堤等により被害が予想される区間
工事施工中	出水期間中および長期間にわたって仮締切により樋門樋管等の工事のため堤防を開削している箇所、または築堤、掘削工事のため堤防を横断方面に切開している箇所で一時的であるが危険が予想される箇所

(3) 重要水防箇所（河川）

無し。（平成30年度、深倉川改修済み）

(4) 災害危険区域（河川）～福岡県地域防災計画資料編2（災害危険箇所一覧）令和2年修正より

河川名	左右岸別	延長 (m)	大字	位置
中元寺川	左右	160	中元寺	猿渡橋下流
中元寺川	左	80	中元寺	猿渡橋上流
中元寺川	—	600	中元寺	中津橋上下流
中元寺川	左	400	中元寺	中元寺橋上流
中元寺川	左	785	中元寺	広渡橋上流から陣屋橋上流
不動川	—	1	添田	アーチ橋上流
不動川	左	40	添田	火渡橋上流
畑谷川	左右	70	添田	中ノ島橋下流

2 国土交通大臣管理区間

(1) 危険度判定基準

種別	重要度		要注意区間
	A. 水防上最も重要な区間	B. 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水量規模の洪水の水位が現況の堤防功を超える箇所	計画高水量規模の洪水の水位が現況の堤防功との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等から見	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。	

	<p>て堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じる恐れがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等から見て堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じる恐れがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等から見て堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤の土質等から見て堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所</p> <p>橋台取付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の場所</p> <p>波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善指導が必要な堰、橋梁、樋管その他工作物の設置されている箇所</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位以下となる箇所</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所</p>	
陸 閘			陸閘が設置されている箇所
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 破堤後 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所

(2) 重点区間（堤防）

～令和2年度福岡県水防計画書（資料編）より

河川名	地先名	左右岸別	位置	延長(m)	備考
彦山川	庄地先	右	23/700～23/900	200	越水A

彦山川	柘田地先	右	29/900～30/100	200	越水A
-----	------	---	---------------	-----	-----

(3) Aランク

ア 堤防

～令和2年度福岡県水防計画書（資料編）より

河川名	地先名	左右岸別	位置	延長(m)	備考
彦山川	柘田地先	左	28/900～29/100	200	越水A
彦山川	落合地先	左	30/900～31/500	600	越水A
彦山川	落合地先	左	31/900～32/100	200	越水A
彦山川	落合地先	左	32/500～32/700	200	越水A
彦山川	落合地先	左	33/300～33/500	200	越水A
彦山川	落合地先	左	33/500～33/700	200	越水A
彦山川	庄地先	右	23/700～23/900	200	越水A
彦山川	柘田地先	右	28/900～29/100	200	越水A
彦山川	柘田地先	右	29/900～30/100	200	越水A
彦山川	落合地先	右	30/700～30/900	200	越水A

イ 構造物

～令和2年度福岡県水防計画書（資料編）より

河川名	名称	左右岸別	位置	備考
彦山川	土器橋	—	24/400	許可工作物
彦山川	東橋	—	24/800	許可工作物
彦山川	庄第3排水樋管	左	24/780	許可工作物
彦山川	庄排水樋管	左	24/850	許可工作物
彦山川	上庄第1排水樋管	左	24/970	許可工作物
彦山川	上庄第3排水樋管	左	25/040	許可工作物
彦山川	中鶴排水樋管	右	25/940	許可工作物
彦山川	柘田橋	—	29/100	許可工作物
彦山川	中畑橋	—	29/100	許可工作物

(4) Bランク

ア 堤防

～令和2年度福岡県水防計画書（資料編）より

河川名	地先名	左右岸別	位置	延長(m)	備考
彦山川	庄地先	左	23/700～23/900	200	堤体漏水B
彦山川	庄地先	左	24/300～24/500	200	堤体漏水B
彦山川	庄地先	左	24/500～24/900	400	越水B
彦山川	野田地先	左	25/900～26/000	100	越水B
彦山川	野田地先	左	26/000～26/100	100	越水B
彦山川	野田地先	左	26/200～26/300	100	基礎地盤漏水B
彦山川	野田地先	左	26/300～26/500	200	堤体漏水B基礎地盤漏水B
彦山川	野田地先	左	26/500～26/700	200	基礎地盤漏水B
彦山川	野田地先	左	26/700～26/800	100	基礎地盤漏水B
彦山川	野田地先	左	26/800～26/900	100	堤体漏水B（法崩れ）基礎地盤漏水B
彦山川	野田地先	左	26/900～27/200	300	堤体漏水B（法崩れ）基礎地盤漏水B

彦山川	柘田地先	左	28/700~28/900	200	越水B
彦山川	柘田地先	左	29/100~29/500	400	堤体漏水B
彦山川	柘田地先	左	29/900~30/100	200	越水B
彦山川	落合地先	左	30/300~30/900	600	越水B
彦山川	落合地先	左	31/700~31/900	200	越水B
彦山川	落合地先	左	33/700~33/900	200	越水B
彦山川	庄地先	右	24/100~24/500	400	越水B
彦山川	添田地先 庄地先	右	24/500~24/700	200	越水B
彦山川	柘田地先	右	28/700~28/900	200	越水B
彦山川	柘田地先	右	29/300~29/700	400	越水B
彦山川	柘田地先	右	30/100~30/500	400	越水B
彦山川	落合地先	右	31/700~31/900	200	越水B

イ 構造物

～令和2年度福岡県水防計画書（資料編）より

河川名	名称	左右岸別	位置	備考
彦山川	岩瀬2号橋	—	23/550	許可工作物
彦山川	岩瀬橋	—	23/910	許可工作物
彦山川	中鶴橋	—	25/850	許可工作物
彦山川	法光寺橋	—	26/225	許可工作物
彦山川	城野橋	—	31/800	許可工作物
彦山川	中村橋	—	32/540	許可工作物
彦山川	大瀬橋	—	32/890	許可工作物

(5) 要注意

ア 構造物

～令和2年度福岡県水防計画書（資料編）より

河川名	名称	左右岸別	位置	備考
彦山川	庄第5陸閘	左	24/650	
彦山川	庄地区左岸陸閘	左	24/700	
彦山川	庄第6陸閘	左	25/100	
彦山川	中鶴地区左岸下流陸閘	左	25/900	
彦山川	中鶴地区左岸上流陸閘	左	25/930	
彦山川	庄第1陸閘	右	24/500	
彦山川	庄第2陸閘	右	24/700	
彦山川	庄第3陸閘	右	24/865	
彦山川	庄地区右岸下流陸閘	右	25/040	
彦山川	庄第4陸閘	右	25/080	
彦山川	庄地区右岸上流陸閘	右	25/180	

【様式1】

水防活動実施報告書

報告日 令和 年 月 日

報告者 _____

実施日時	令和 年 月 日 時 分～ 時 分				
実施箇所	添田町大字				
出水等の概況	河川氾濫 ・ 橋梁 ・ 田畑冠水 ・ 堤防決壊 ・ 道路冠水 その他（ ）				
被害の種類 及び概況					
出動人員	水防団員	町職員	その他		合計
	人	人	人	人	人
水防作業の概況 及び工法等					
実施の効果 及び結果					
被害について の対応状況					
使用資器材	資器材名	数量	居住者の 出動状況		
			水防関係者 の負傷等		
			その他の 特記事項		
水防活動に関 する検証等					